

長野市 PPP / PFI 手法導入優先的検討方針 (案)

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、本市においても多様な PPP / PFI 手法を取り入れていく必要がある。

本市では、公の施設の管理に指定管理者制度を導入するなど、民間活力の活用により市民サービスの向上及び経費節減を図っているところであるが、今後、PFI 手法も含めた民間活力のさらなる活用の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して PPP / PFI 手法の導入を検討するための優先的検討方針を次のように定める。

1 総則

(1) 目的

本方針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、低廉かつ良好な公共サービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 対象とする PPP / PFI 手法

本規程の対象とする PPP / PFI 手法は次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

- 公共施設等運営権方式
- 指定管理者制度
- 包括的民間委託
- (運営等 Operate) 方式 など

(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

- BTO方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)
- BOT方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer)
- BOO方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)
- DBO方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)
- RO方式 (改修 Rehabilitate-運営等 Operate)
- ESCO など

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

B T方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式）

民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）など

3 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業

市で実施する建築物又はプラントの整備等に関する事業及び利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業で次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（維持管理、運営等）

(2) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

ア 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

イ 民間事業者が実施することが法的に制限され、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できなくなる場合

4 優先的検討の開始時期等

(1) 優先的検討の開始時期

P P P / P F I手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合や公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合など、対象事業となりうる事業について優先的に検討を行うため、事案が発生した段階で行政管理課へ協議するものとする。

(2) 検討体制

優先的検討にあたっては、行政管理課の支援により事業担当課が主体となり、財政課及び関連部局との庁内プロジェクトチームを設置し、相互に協力して事業を推進する。

5 適切なP P P / P F I手法の選択

(1) 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、6の簡易な検討又は7の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なP P P / P F I手法を選択するものとする。

る。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行うPPP/PFI手法導入の決定

市は、PPP/PFI手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度 6の簡易な検討及び7の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 5簡易な検討を省略し、7詳細な検討を実施

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合とPPP/PFI手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該手法の導入が適切であるとされている場合における当該手法 6の簡易な検討を省略し、7の詳細な検討を実施

6 簡易な検討

市は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

5において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について同様の比較を行うものとする。

ア 定量評価（費用総額の比較）

市は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合とで、次に掲げる費用等の総額を比較することにより評価するものとする。

(ア) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(イ) 公共施設等の運営等の費用

(ウ) 民間事業者の適正な利益及び配当

(エ) 調査に要する費用

(オ) 資金調達に要する費用

(カ) 利用料金収入

イ その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、アにかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法によりPPP/PFI手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(ア) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(イ) 類似事例の調査を踏まえた評価

7 詳細な検討

市は、6の簡易な検討においてPPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、改めて詳細な検討を実施するものとする。

詳細な検討においては、専門的な外部コンサルタントやアドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、PPP/PFI手法の導入の適否を評価するものとする。

8 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

市は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、簡易な評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア 費用総額の比較による評価の結果の公表

(ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

イ その他の方法による評価の結果の公表

(ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

市は、詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（7の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期